

イ 県職員が従事している会計事務処理等で適正でないものや検討を要するもの（51件）

- ・ 決裁伺を行っていないもの等決裁処理が不備なもの（9件）
- ・ 立替払等会計処理が不備なもの（3件）
- ・ 通帳及びその登録印鑑を同一職員が管理しているもの（8件）
- ・ 既存ホームページ等の有効活用について検討を要するもの（3件）
- ・ 総会等の会議開催の実態で適正でないもの（11件）
- ・ 役員数等について、会則どおりとなっていないもの（5件）
- ・ 決算処理で適正でないもの（9件）
- ・ 今後の事業の見通しについて検討を要するもの（3件）

（5）団体への県の関与のあり方について

33機関（44団体）において、「兼務県職員の選定」、「兼業の承認」及び「団体の会計規程等の整備」に関し、改善を要する事項が認められた。（54件）

ア 県関与団体の業務内容からみて、兼務役職員の人数について縮減の検討を要するもの（2件）

- ・ 危機管理・広報課（佐賀県広報連絡協議会）
- ・ 畜産課（佐賀県草地飼料協会）

イ 役員に就任している県職員がここ数年理事会に出席していないことから、団体の運営実態に即した県職員の役職について検討を要するもの（1件）

- ・ 県民協働課（佐賀県地域づくりネットワーク協議会）

ウ 任命権者の兼業承認が必要なもので、承認の手続きを行っていないものの（5件）

- ・ 佐賀西高校（佐賀県高等学校教育研究会数学部会）
- ・ 武雄高校（佐賀県高等学校生徒指導連盟）
- ・ 三養基高校（佐賀県高等学校教育研究会地歴・公民部会）
- ・ ノ（佐賀県高等学校教育研究会国語部会）
- ・ 武雄青陵高校（佐賀県高等学校教育研究会英語部会）

エ 会計処理に関する規程等が整備されていないもの（46件）

- ・ 会計規程を整備していないもの（44件）
- ・ 手当支給基準を整備していないもの（2件）

（6）団体のあり方について

3機関（3団体）において、「団体廃止」に関し、検討を要する事項が認められた。（3件）

ア 社会経済情勢の変化により、休眠状態にある協議会の廃止検討をするもの（1件）

- ・ 観光課 （歴史と自然のパノラマさがりゾート構想推進協議会）

イ 設立目的が一定程度達成されたため、事業実績から団体業務の必要性がなくなり、団体の廃止検討を要するもの（1件）

- ・ 社会教育課（あすの佐賀を創る県民運動推進協議会）

ウ 下部団体に団体の事業を委譲することとなっているため、団体の業務活動がなくなり、団体の廃止検討を要するもの（1件）

- ・ 園芸課（農業機械士連絡協議会）

※ 所管機関ごとの改善を要する事項については、別添「個表」（10～67ページ参照）のとおり

第7 監査意見

県の庁舎内に事務局を置く任意団体は、その多くが、県の高度化・多様化する行政需要に対し、それが持つ効率性・機動性を生かしながら対応することができるというメリットに着目して設立されたものである。

これら任意団体に対する県の関与の程度は、県の組織及び運営の合理化に努めるという県の基本原則を併せ考慮すると、原則として県施策を推進又は補完すべき限度にとどめることが望ましい。

したがって、団体の目的が一定程度達成したものや、社会経済情勢の変化に伴い団体の存続意義が低下したものはないかなどについての検討を絶えず行い、見直しを図る必要がある。

このようなことから、「第2 監査の目的」でも述べているように、今後の当該団体に対する県の適正かつ合理的な関与に役立てるため、県の庁舎内に事務局を置く任意団体について監査を行ったものである。

監査の結果、今回の監査対象となった任意団体については、一部を除き、県の庁舎内におく合理性が認められ、また団体業務に対する県の関与についてもおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり共通的な監査意見を述べる。

(1) 行政財産(県の庁舎)使用の見直し

今回の監査の結果、団体によって「法令に基づき、県に人的支援を義務付けられているもの」から、「県の事務事業との関連性が低いのに、県以外に事務局を担う体制が整っていないという理由で県に置いているもの」まで、県の事務事業との関連性の程度及び事務局を県の庁舎内に置く理由に大きな差が認められた。(参考資料5 参照)

「県以外に事務局を担う体制が整っていない理由で県の庁舎を使用させている」団体については、県の庁舎の効率的活用を図る観点からみて、県の事務事業との関連性及び理由について当該庁舎を使用させることの適否を改めて検討すべきである。

(2) 団体に対する適法な関与手続

今回の監査の結果、「団体雇用の職員が県の庁舎内に置かれた事務局で団体業務に従事しているにもかかわらず、行政財産使用許可手続が執られていないもの」、「県所有の机等を団体雇用の職員に使用させているにもかかわらず、物品貸付契約を締結していないもの」、「任命権者の兼業承認が必要なもので、承認の手続を行っていないもの」が見受けられた。

県が団体業務に関与するに際し、地方自治法、県条例等に基づき許可等の手続が必要な場合もあるということを認識し、特定の団体のみに便益を与えていくとの誤解を受けることのないよう適切な処理を行わせたい。

なお、行政財産使用許可を受けている団体の中に、「庁舎等の使用許可に伴う管理費の徴収について」（昭和54年4月1日付け管第127号佐賀県総務部長通知）に基づき原則として徴収すべき応分の管理費（光熱水費等）を不明確な理由のまま免除された団体があった。このようなことは遺憾であり、改善を図りたい。

(3) 団体存続の見直し

今回の監査の結果、「社会経済情勢の変化により団体を存続させる必要がないと考えられるもの」、「設立目的が一定程度達成され、団体を存続させる必要がないと考えられるもの」等、廃止を検討すべきと見受けられる団体があった。

また、今回の監査の結果、監査対象団体の業務に従事した県職員の総従事時間数が33,371時間、当該団体に対する県補助金等総支出額が232,877千円にも上っている。

団体を所管する機関は、今後の団体のあり方について、団体創設時の背景を把握し、その後の社会経済情勢の変化、団体の目的達成状況、県の事務事業に果たす役割等の評価を絶えず行い、場合によっては、廃止も視野に入れた検討を望むものである。

(4) 団体への関与のあり方

県の庁舎内に事務局を置く任意団体の全数は315団体であるが、今回監査を実施した団体は前述したとおりその一部である。（第4 監査対象団体 参照）。

監査対象外の団体に対する県の関与についても同様に改善を要するものがあると思われる所以、それらの団体を所管する機関は、実態を調査し、団体に対するより適正な県の関与に努められたい。

また、団体が新しく設立される等により、新たに県が団体に関与する場合についても、今回の監査結果を参考に、団体運営に要する人的・物的・財政的支援と団体活動による行政効果とを十分検討されたい。

いずれにしても、団体への適正かつ合理的な関与が県の組織及び運営の合理化に資するとともに、県民の福祉の増進に役立つこととなるよう望むものである。

(個表)

【統括本部】

No. 1

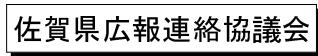
所管機関名	情報・業務改革課		設立年	平成元年			
任意団体名	佐賀県高度情報化推進協議会						
設置場所	情報・業務改革課内						
団体の設立目的	産学官一体となって、地域情報化を促進し、住みよい地域社会を形成する。						
団体の事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の啓発（講演会等） ・会員の資質向上（研修会、研究会、視察等） 						
収入額（県費額）	5,359千円（500千円（負担金））						
繰越金	1,871千円	役員数	26(2)名	職員数	4(4)名		
評価結果図	 <p>佐賀県高度情報化推進協議会</p> <p>事務局設置の合理性</p> <p>事務局設置手続</p> <p>業務区分の明確化</p> <p>団体支援の状況</p> <p>団体のあり方</p> <p>県の関与のあり方</p>						
改善を要する事項	<input checked="" type="radio"/> 県の関与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・会計処理に関する規程の整備について検討するよう指導されたい。 						

※ 「役員数」及び「職員数」欄の（ ）内の数は、県職員数で内書き

(個表)

【統括本部】

No. 2

所管機関名	危機管理・広報課	設立年	昭和34年
任意団体名	佐賀県広報連絡協議会		
設置場所	危機管理・広報課内		
団体の設立目的	県、市町村の広報の充実発展を図る。		
団体の事業概要	・会員の資質向上（研修会、コンクール、クリニック）		
収入額（県費額）	703千円(110千円(負担金))		
繰越金	28千円	役員数 5(1)名	職員数 4(4)名
評価結果図	 <p>佐賀県広報連絡協議会</p> <p>事務局設置の合理性</p> <p>団体のあり方</p> <p>事務局設置手続</p> <p>業務区分の明確化</p> <p>団体支援の状況</p> <p>県の関与のあり方</p>		
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局設置の合理性 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の事務局について、市町村等に移管できないか検討されたい。 ○ 県の関与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・県職員の会長就任の必要性について、県と団体で検討されたい。 ・会計処理に関する規程の整備について検討するよう指導されたい。 		

※ 「役員数」及び「職員数」欄の（ ）内の数は、県職員数で内書き

(個表)

【くらし環境本部】

No. 3

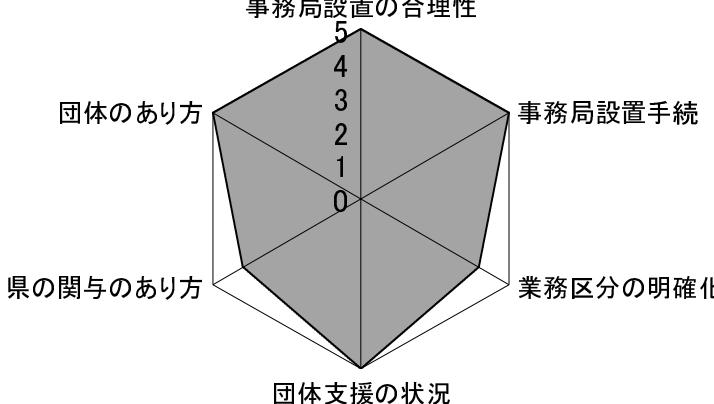
所管機関名	県民協働課	設立年	平成 6 年
任意団体名	佐賀県地域づくりネットワーク協議会		
設置場所	県民協働課内		
団体の設立目的	自主的主体的な地域づくりの取組を促進する。		
団体の事業概要	・地域づくり団体の育成（人材育成のための研修、全国交流会への派遣、情報提供）		
収入額（県費額）	6,080千円（1,872千円（負担金））		
繰越金	1,160千円	役員数 5(1)名	職員数 3(3)名
評価結果図			
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局設置の合理性 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の事務局について、地域づくり団体に移管できないか検討されたい。 ○ 団体支援の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会が開催する「まちづくりリーダー塾」の講演内容をホームページに登載することについて検討するよう指導されたい。 ○ 県の関与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会役員に就任する県職員は、役員としての働きが十分なし得る者を選任するよう検討されたい。 ・会計処理に関する規程の整備について検討するよう指導されたい。 		

※ 「役員数」及び「職員数」欄の（ ）内の数は、県職員数で内書き

(個表)

【くらし環境本部】

No. 4

所管機関名	こども課	設立年	昭和41年
任意団体名	佐賀県青少年育成県民会議		
設置場所	こども課内		
団体の設立目的	国及び自治体の施策に呼応して、青少年の健全な育成を図る。		
団体の事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の啓発（模範者の講演、紹介） ・指導者の養成（研修会） ・県民の啓発（強調月間の実施、モデル地区への助成、顕彰、機関誌発行） ・環境づくり（社会点検活動、協力店運動の展開） ・関係団体との連携（派遣） 		
収入額（県費額）	25,953千円(4,673千円(補助金)、14,608(委託料))		
繰越金	1,343千円	役員数	34(5)名
職員数	8(6)名		
評価結果図	<p style="text-align: center;">佐賀県青少年育成県民会議</p> 		
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務区分の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・県民会議雇用の職員が使用する県所有の机等について、使用に係る契約を締結していなかった。 ○ 県の関与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・会計処理に関する規程の整備について検討するよう指導されたい。 		

※ 「役員数」及び「職員数」欄の（ ）内の数は、県職員数で内書き